

私有車の業務上利用に関する規程

社会福祉法人元気の里とかち

私有車の業務上利用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、職員が所有する乗用車（以下、「私有車」という）を業務に利用する場合の取扱基準について定めるものである。

第2条（利用）

私有車を業務利用することは原則として認めない。ただし、やむを得ない理由のため、事前に本人が所属長を通じて法人に利用申請を行い、法人が実状を審査の上、やむを得ないと認めた場合に限り、その利用を認めるものとする。

第3条（指示者）

前条ただし書により、法人が本人の申請に基づきやむを得ず私有車の業務利用を指示する場合の指示者は理事長及び理事長職務代理者とする。

第4条（指示基準）

指示者は、以下の各号に定める指示基準に基づき、総合的に判断し、その利用を指示するものとする。

- ①当人の出張または業務による外出先が、原則として各事業所の所在地を中心に半径 50km 以内であること。
- ②私有車を利用することが、業務を遂行する上で機動性・経済性および能率の面から有用であること。
- ③明らかに他の交通機関を利用することに比べ、時間の節約になること。

第5条（費用の実費弁償）

法人が私有車を業務に利用することを指示した場合には、燃料費の実費相当額を支給する。また用務を遂行するために利用した有料道路についても、その実費相当額を支給する。

なお、燃料費の実費相当額が適正に計算できない場合、及び実費相当額の支給額では明らかに不利益になると理事長が判断した場合には、1k に付き 30 円を限度額として支給する。

第6条（事故発生の場合の対応）

法人が私有車を業務に利用することを指示し、業務の途中で事故が発生した場合の対応は以下のとおりとする。

- ①負傷または死亡した場合には、労働者災害補償保険法の定めるところにより対応する。

②運転中、当人の故意または重大な過失以外の原因で事故が発生し、その事故の額が当人の付保した自動車損害賠償責任保険および任意自動車保険による補償額の範囲内とする。

第7条（道路交通法違反）

業務に利用中、当人が道路交通法に違反し、科料または罰金に処せられたときはその科料または罰金は当人が負担するものとする。

附則

この規程は、平成23年11月5日から施行する。